

厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業)
(総合) 分担研究報告書

障害者福祉の現状及び将来の方向性の課題

分担研究者： 大塚 晃¹⁾

1) 上智大学総合人間科学部

研究要旨

障害者福祉施設およびグループホーム利用者の実態把握、利用の在り方に関する研究から得られた知見について、障害者福祉の現状及び将来の方向性の観点から以下のように考察する。

障害者福祉施設における利用者の入退所の実態に関する調査においては、高齢化とともにケアの必要性が高くなるが、適切に対応できていない状況が伺えることより、障害者を対象とした特別養護老人ホームなどの施策が拡大される必要があると考えられる。

重度障害者を対象としたグループホームの実態の調査研究においては、①より合理的な区分も究明し、重度障害者を対象としたグループホームの実態の詳細を明らかにすることが望まれる。②今回の報酬改定で創設された「日中サービス支援型共同生活援助」により、従来よりも手厚い世話人の配置としたが、重度化した利用者への世話人による支援は限界があることを認識するべき。③グループホームあるいは在宅からアパート等に移行するには、相談支援事業所が十分に機能する必要がある。

相談支援事業所等における単身生活者等の相談の実態においては、今後更に①単身生活の障害者と相談支援事業所等との相談等を通じての繋がり、②相談支援事業者等と単身生活者等との相談の実施実態、③相談支援事業者の相談の立場、を明らかにすることが望まれる。

A. はじめに

障害者自立支援法から障害者総合支援法にという障害者施策の流れのなかで、障害者が安心した地域生活を送ることができるよう、個々の障害者の状態像やニーズに応じて居住支援、活動支援、就労支援などの障害福祉サービスが提供される仕組みが構築されてきた。特に、ノーマライゼーションの原則に則って、入所施設からグループホームなどへの地域移行が障害者福祉計画に基づき推進されてきた。しかし、障害者自立支援法施行後10年以上を経過して、グループホームの増加と比して地域移行も鈍ってきた感がある。入所施設に残っている約13万人は高齢化し機能の低下した利用者や行動障害などをもつ利用者などいわゆる重度化した利用者と言えるだろう。このような障害者福祉施設からの地域移行の鈍化と、在宅の障害者のグループホーム利用者の増加という状況の

中、引き続いて地域移行を進めていくためには重度化した利用者に対応したグループホームがますます必要とされる状況がある。

B. 障害者福祉施設における利用者の入退所の実態に関する調査

入所時の支援区分に関して、区分1が0.8%、区分2が3.9%、区分3が10.2%、区分4が23.1%と必ずしも重度でない者が入所している。退所者については65歳前後の年齢の割合が高くなっており、高齢化とともにケアの必要性が高くなるが、適切に対応できていない状況が伺える。のぞみの園の高齢化した知的障害者の調査研究においても、65歳になった500名程度の入所者が、毎年、特別養護老人ホームに移行しているという現状がある。施設入所支援は、介護保険の適用除外であるが、親亡き後も含めて長期にわたって支援が受けられる

ことを多くの家族は望んでいるが、実際は、高齢になり介護が必要になれば高齢者施設のほうニーズが満たされることになっていることが伺える。今後は、地域共生サービスの延長線上において、特別養護老人ホームにおける高齢化した知的障害者の受け入れ、あるいは施設入所支援の特別養護老人ホームへの転換等の施策が行われていくだろう。障害者を対象とした特別養護老人ホームなどの施策が拡大される必要がある。

C. 重度障害者を対象としたグループホームの実態の調査研究

この研究では、①行動障害があるものを対象としたGH、②重症心身障害者を対象としたGH、③高齢知的障害者を対象としたGH、④重度の身体障害者を対象としたGHの4つに分かれたということが報告されている。行動や年齢や障害種別と異なった内容によって区分したことが意味あることであるが、現実を説明するために、より合理的な区分も究明すべきと考える。訪問ヒヤリングにより、より詳細な重度障害者を対象としたグループホームの実態が明となることが望まれる。それにより、グループホーム支援の機能が明かとなる可能性が高くなる。今回の報酬改定においては、障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設したこと。日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本としたこと等評価できるものがある。しかし、従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置としたが、重度化した利用者への世話人による支援は限界があることを認識すべきである。また住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホームを新設されたことは、小規模入所施設の実現を果たしただけで、少人数による地域の

住まいとしてのグループホームの原点を逸したものとなっている。

D. 相談支援事業所等における単身生活者等の相談の実態

アパート等で単身生活を行っている障害者については、相談支援事業所等と相談等を通じてつながりがある状態が伺われるが、その詳細の内容について明らかとなっていないのは残念である。更なる調査のためのプレ調査は行なわれたが、本調査も生活実態を把握するためにも必要であると考え。一般的に言えることであるが、相談支援事業所等は、単身生活者等の相談をあまり受けていない実態があるのではないかと。特に、アパート等での生活については、身体障害者の場合はピアカウンセリング、精神障害者の場合はピアサポーターなどより当事者に近い相談支援が行なわれることが普通になってきた。そのような中で、旧態の相談支援専門員はどんな立場で支援を行うのであろうか。相談支援が計画づくりのための相談に終始し、地域での生活を支えるということに困難にしている。ケアマネジメントからソーシャルワークへという言葉では言い表せない相談支援のアイデンティティが問われている。

E. 最後に

最後に、上記と重なるところがあるが、以下の事柄を提言する。重度の障害者を対象としたグループホームについては、障害者福祉施設などからの地域移行の受け入れ先として、その機能を発揮する必要がある。強度行動障害や医療的ケアの必要ないいわゆる重度の障害者には、今までの世話人による支援という枠組みでの対応は困難であり、支援員などによる支援の枠組みを構築し、有効な具体的な支援方法についての知見を蓄積する必要がある。そのための調査研究が引き続き重要である。また、グループホームも終の棲家ではなく、アパート生活など本人のニーズに基づく移行ができる環境作りが重要である。障害者福祉施設からグループホームへ、グループホームからアパート

等への移行は、ともに障害者相談支援が機能しなければ成しえないものであり、従来のサービスの枠を前提とした相談支援から、本人の意思決定にもとづく地域移行に積極的に取り組む相談支援に生まれ変わる必要があると考える。

